

在マラウイ日本国大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員の募集
(7月31日応募締め切り)

在マラウイ日本国大使館（以下大使館）では、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に関する業務の一部を実施する外部委嘱員を募集します。

1 草の根・人間の安全保障無償資金協力について

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」）は、マラウイの非営利団体（地方公共団体、N G O等）が国内で実施する比較的小規模なプロジェクト（施設や機材の整備）に必要な資金供与を行うものです。詳細は以下を参照ください。

・草の根無償について（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

2 草の根外部委嘱員の業務

草の根外部委嘱員は、大使館との業務委嘱契約に基づき、主として以下のような業務を行います。

- (1) 案件形成に係る調査、現地調査、申請団体を含む関係者との調整
- (2) 被供与団体との贈与契約の署名式、引渡し式のアレンジ
- (3) 被供与団体からの報告書、会計監査報告書などの取付け及び確認
- (4) 案件監理、実施状況モニタリング、評価、フォローアップ
- (5) その他草の根無償関連業務

なお、草の根無償は国の施策としての業務のため、被供与団体の選定、案件採択、資金供与などの政策判断は大使館の担当者が行います。そのため、草の根外部委嘱員は大使館が行う政策判断に必要な事前調査、申請団体との調整、要請書・報告書の取付け、モニタリングなどの作業を担当するものです。大使館の担当者と草の根外部委嘱員は、常に情報を共有しながら草の根無償の業務処理を行います。草の根外部委嘱員は、業務上知り得た情報を対外的に明らかにしてはならない守秘義務を課せられます。

3 契約形態ほか

(1) 契約形態

草の根外部委嘱員は大使館職員として雇用されるものではありません。大使館と草の根無償の業務にかかる業務委嘱契約を交わし、委嘱契約期間の間、同業務委嘱に対して大使館が毎月一定額の謝金を支払います。雇用ではなく委嘱契約であるため、各種の待遇は適用されず、健康・傷害保険、年金、旅券や査証の取得に関する手続については、個人で手配することになります。

(2) 待遇

外務省草の根外部委嘱制度の規定に基づき、委嘱料（謝金）を決定します。日本から渡航する方については、往復の渡航費用（ディスカウント・エコノミー）、空港使用料、査証料を支給します。また、草の根外部委嘱制度の規定に準じ、住居費は限度額内で支給します。なお、マラウイ在住者については、原則、謝金のみとなります。

（３） 委嘱期間

２０２５年１０月１日以降（具体的な業務開始日は応相談）、２０２６年３月３１日まで。なお、大使館及び委嘱者の双方の合意に基づき、３年間を上限に委嘱契約を更新することが可能です。

４ 応募条件

- （１）英語及び日本語で文書作成、会話、交渉が可能であること
- （２）大学卒業又は同等の学歴を有すること
- （３）心身ともに健康であること
- （４）各種報告書作成に必要な基本的パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント等）ができること
- （５）民間企業、ＮＧＯや国際機関等において約２年以上の職務経験を有する方（海外での勤務経験があれば望ましい）
- （６）開発協力に関する知識・経験があれば望ましい
- （７）渡航に当たっては、病気やケガに伴う緊急搬送（空輸）が可能な保険への加入、各種予防接種が必要

５ 応募方法

- （１）件名に【草の根外部委嘱員応募】と明記の上、以下の応募書類を２０２５年７月３１日までに担当者へメールで送付ください。応募の際に提出いただいた個人情報は、採用選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守します。

応募書類：

- ア 写真を添付した履歴書（和文、書式自由）
- イ 志望理由（和文Ａ４サイズ１枚程度）
- ウ 英語力を示す証明書

（２）選考方法及びスケジュール

募集締め切り：２０２５年７月３１日

ア 第一次選考：書類選考。８月中旬をめぐりに第一次選考に通過した方にのみメールで通知します。

イ 第二次選考：オンライン面接。日時は第二次選考対象者と個別に調整。

6 応募先／問い合わせ先

在マラウイ日本国大使館 経済・開発協力班 塚越

takako.tsukagoshi@mofa.go.jp